

香川大学大学院

香川大学・愛媛大学連合法務研究科年次報告書

平成20年10月

香川大学大学院

香川大学・愛媛大学連合法務研究科法務専攻

1. 法科大学院の概要

(1) 設置者

国立大学法人 香川大学

(2) 教育上の基本組織

大学・研究科・専攻名称	香川大学大学院 香川大学・愛媛大学連合法務研究科法務専攻
開設年度	平成16年度
入学定員	30人
標準修業年限	3年
修了要件単位数	95単位以上

(3) 所在地

香川県高松市

(4) 教育の理念・目的、養成する法曹像

教育の理念・目的	法曹に求められる資質は、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野等であり、このような資質を備えた法曹を養成することを基本理念とし、専門的な法知識に関する批判的創造的視点と幅広い視野、及び公平性・開放性・多様性を身につける教育を行うことを目的とする。
養成する法曹像	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親身に地域住民の生活を支える法曹 ・ 地域経済活動を支える法曹 ・ 国際的視野で環境保全を推進する法曹

2. 教員組織

(1) 教員数

区 分	専 任 教 員					兼任・ 兼任教員
	専	専・他	実・専	実・み	合 計	
教 授	7	0	4 (4)	1 (1)	12(5)	30
准教授・ 講師・助教	6	2	0 (0)	0 (0)	8 (0)	

- (注) 1. 括弧内には、内数で法曹としての実務の経験を有する者の人数を記入している。
 2. 「専任教員」欄の「専」については法科大学院のみの専任教員数、「専・他」については法科大学院の専任であり、かつ他の学部・大学院（修士課程）の専任教員数、「実・専」については実務家専任教員数、「実・み」については実務家みなし専任教員（年間6単位以上の授業を担当し、かつ、法科大学院のカリキュラム編成等の運営に責任を有する者）数を記入している。

(2) 科目別の専任教員数

法 律 基 本 科 目							基法 礎律 科実 目務	隣基 接礎 科法 目学 ・	科展 目開 ・ 先 端
憲法	行政法	民法	商法	民事 訴訟法	刑法	刑事 訴訟法			
2	1	4	2	1	2	1	6	0	5

(注) 科目別に延べ人数で記入している。

3. 学生数の状況

(1) 収容定員及び在籍者数

区 分	人 数
収 容 定 員	90
在 籍 者 数	101 (30)
うち、法学未修者	96 (29)
うち、法学既修者	5 (1)

(注) 括弧内には、内数で女子学生の人数を記入している。

(2) 入学定員及び入学者数

区 分	平成 20 年度	平成 19 年度	平成 18 年度
入 学 定 員	30	30	30
入 学 者 数	29 (5)	30 (10)	41 (9)
うち、法学未修者	26 (5)	27 (9)	39 (9)
うち、法学既修者	3 (0)	3 (1)	2 (0)
うち、他学部出身者 または社会人経験者	14 (1)	14 (5)	14 (1)
うち、他大学出身者	27 (5)	25 (7)	31 (3)
入学定員に占める 入学者数の率	0.97	1.00	1.37
入学者数に占める他学部出身者 または社会人経験者の率	0.48	0.47	0.34
入学者数に占める 他大学出身者の率	0.93	0.83	0.76

(注) 括弧内には、内数で女子学生の人数を記入している。

4. 入学者選抜

(1) アドミッション・ポリシー

広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身につけ、親身になって地域住民の生活を支える法曹、地域経済活動を支え、国際的視野で環境保全を推進する法曹を養成するため、次のような人を求めています。

- ・社会正義を追求し、基本的人権を擁護し、人の権利に配慮する法的感性を持つ者。
- ・物事を公正・公平にみる者
- ・問題を発見するとともに分析・解明する能力、問題解決のための処理能力（たとえば論理的思考・判断能力、バランス感覚、他者への配慮・理解力、説得力）の優れた者。
- ・不断の向上心と不屈の精神に溢れ、持続的、積極的に社会活動をする志向が強く、地域社会に基盤をおき、地域に根ざすという本学の指針を理解し、その実現に意欲を持つ者。

(2) 入学者選抜方法

志願者が募集人員の10倍を超えた場合には、法科大学院適性試験、又は、法科大学院統一適性試験の成績により第1段階選抜を実施する。しかし、平成20年度入試でも10倍を超えなかったため、第1段階選抜は実施していない。選抜は、法科大学院適性試験又は法科大学院統一適性試験、小論文及び面接試験、入学志望理由書、学業成績及び履歴書によって行っている。志願者全員（第1段階選抜を実施した場合には、その合格者のみ）に小論文及び面接試験を課している。修業期間を標準より1年短縮するコース（2年コース）を希望する志願者は、さらに既修者試験を受験することができる。

(3) 既修者の認定方法

次の①及び②の者の内、既修者試験の成績が特に優秀な者5人程度を既修者（2年コース履修生）として認定している。

①法学検定試験委員会（日弁連法務研究財団・商事法務研究会）が実施する「法科大学院既修者試験」を受験し、かつ、2年コースを希望する者

②本研究科の既修者試験（憲法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の6科目（論述式））を受験した者

既修者については、在学期間を1年短縮し、1年次必修の基礎科目群のうち既修者試験の出題範囲内の授業科目28単位を修得したものとみなしている。

5. 教育課程及び教育方法

(1) 開設する授業科目及び修了に必要な修得単位数

区 分		開 設 授 業 科 目 数 ・ 単 位 数				修了に必要な 修得単位数
		必修科目	選択必修 科目	選択科目	合計	
法律 基本 科目	公法系科目	6 (12)			6 (12)	12 単位
	民事系科目	14 (30)			14 (30)	30 単位
	刑事系科目	6 (12)			6 (12)	12 単位
法律実務 基礎科目		5 (9)	4 (8)		9 (17)	11 単位
基礎法学・ 隣接科目			7 (14)		7 (14)	4 単位
展開・先端科目			23 (46)		23 (46)	16 単位
合 計		31 (63)	34 (68)		65(131)	95 単位

- (注) 1. 大学評価・学位授与機構の定める法科大学院認証評価基準上の科目区分で記入している。
 2. 「開設授業科目数・単位数」欄には授業科目数を記入し、括弧内に合計単位数を記入している。
 3. 「修了に必要な修得単位数」欄の単位数のうち「合計」欄に記載されるものは、修了要件単位数になる。

(2) 修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数

区 分	法律基本科目 の単位数	法律基本科目 以外の単位数	修了要件 単位数	修了要件単位数に占める 法律基本科目以外の 単位数の率
単位数	54	41	95	0.431

(3) 履修登録単位数の上限

学 年	1 年次	2 年次	3 年次 (最終年次)	備 考
単位数	36	36	44	

6. 成績評価の基準

(1) 成績評価の基準

成績評価基準は多元的なものとし、基準となる要素（例えば期末試験・中間テスト・レポートの結果、授業中の発言、出席の程度など）ごとの配点を、シラバスで予め公表している。

基礎科目群、基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群の授業科目等、演習形式によらない授業科目では、評価に占める期末試験の比率は50～60%を標準とし、中間テスト・レポート等日常の学習の評価を、残りの比率40～50%で行う。

演習形式による基幹科目群の授業科目及び実務基礎科目群の多くの授業科目では、日常の学習の評価の比率をさらに高め、60%以上を標準とする。

成績評価は、「秀」、「優」、「良」、「可」及び「不可」（100点満点で70点未満）の5段階評価で行っており、「秀」を全履修者の5%以内、「秀」及び「優」の合計を全履修者のおおむね25%以内としている。

(2) 成績評価の基準にしたがった成績評価及び修了認定の厳格性を確保するための措置

期末試験の採点は、学生の学籍番号・氏名を特定できない措置を施して行う。また、定例のFD研究会等において、科目ごとの成績分布状況を示し、全教員の間で情報の共有を図り、成績評価が厳正に行われているかを定期的に点検している。一部の授業科目は、期末テストの作成・採点などを複数の教員が担当している。なお、学生は自己の成績評価に疑問があるときは調査依頼を行い、担当教員から説明を受けることができる。

修了認定の厳格性を確保する措置として、1年次必修の基礎科目群の修得が24単位未満の者は2年次必修の基幹科目群等主要科目を履修できず、2年次必修の基幹科目群の修得が20単位未満の者等は、3年次必修の実務基礎科目を履修できないという履修制限を設けている。

7. 学費及び奨学金等の学生支援制度

(1) 学費

区 分	金 額	備 考
入学料	282,000 円	<p>免除：</p> <p>① 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合。</p> <p>② 入学前1年以内において、出願者の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は出願者若しくは学資負担者が風水害の被害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合。</p> <p>③ 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合で、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合。</p> <p>につき、入学料の全学又は半額を免除。</p> <p>徴収猶予：</p> <p>① 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合。</p> <p>② 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は出願者若しくは学資負担者が風水害の被害を受け、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合。</p> <p>③ その他やむを得ない事情があると学長が認める場合</p> <p>につき、入学料の徴収を当該年度の2月末日まで猶与。</p>

<p>授業料 (年間)</p>	<p>804,000 円</p>	<p>免除：</p> <p>① 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合。</p> <p>② 納期前6月以内（新たに入学した学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合（これらに準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合も含む。）で、納付が著しく困難であると認められる場合。</p> <p>につき、授業料の全学又は半額を免除。</p> <p>③ 学業及び人物共に特に優れていると認められる学生に対して、後期に納付すべき授業料の全額を免除。</p> <p>徴収猶予：</p> <p>経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合につき、授業料の徴収を当該年度の2月末日まで猶与。</p> <p>月割分納：</p> <p>経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合につき、授業料の月割分納を許可。（授業料年額の1/2分の1に相当する額を毎月末日までに納付。）</p>
---------------------	------------------	--

(2) 奨学金等

名 称	金額／年・月	利子の有無	募集人数	受 給 者 数
日本学生支援機構 奨学金（第一種、 第二種）	第一種： 88,000 円／月（貸 与）	第一種： 無利子	第一種： 9 名	第一種：3 名
	第二種： 50,000 円／月 80,000 円 / 月 100,000 円 / 月 130,000 円／月 150,000 円／月 （貸与） ※150,000 円／月を 選択した者につい ては、希望により 40,000 円／月また は 70,000 円／月の 増額が可能。	第二種： 年利 3% まで	第二種： 27 名	第二種：5 名 ※第一種と第二 種の併用者： 1 名
四国ロースクール 専用教育ローン （百十四銀行、香 川銀行、伊予銀行）	百十四銀行、香川銀 行： 100,000 円～ 3,000,000 円（貸与） 伊予銀行： 100,000 円～ 5,000,000 円（貸与）	百十四銀行 年利 2.6% 香川銀行 年利 2.5% 伊予銀行 年利 2.6%	—	—

（注）「受給者数」欄には、前年度の実績を記入している。

8. 修了者の進路及び活動状況

修了年度	修了者数	司法試験 出願者数	受験者数	合格者数	備 考
平成 19 年度	25	39	21	3	